

## 20世紀初「間島」地域居住朝鮮人に対する戸籍調査

### —— 韓中間境界の接点 ——

林 學成 (イム・ハクソン)

(訳：桜沢亜伊)

#### 1. 19世紀後半、朝鮮人の「間島」(中国東北)地域への移住

満洲地域において勃興した清朝は、首都を北京に移した後(1644年)、自民族の発祥の地である満洲(東北・間島)地域を封禁区に指定し、他民族の出入を厳禁する「封禁」政策を実施した。これにあわせて、朝鮮政府も朝鮮人が鴨緑江と豆満江を越えて間島(東北)地域に潜入・移住することを厳禁する「越江禁止」政策を実施した<sup>1</sup>。

しかし、19世紀後半になると、清政府はロシア勢力の南下を防ぐため他民族の移住を奨励する「移民実辺」政策へと急転換した。また、厳禁政策にも関わらず朝鮮人の越江は減少せず、さらに朝鮮北部地方で凶作が続くと(1869～1874年)、住民の飢餓問題を打開するため朝鮮政府も越江移住を傍観するようになり、ついには勧奨する政策へと転換した。このように、両国政府が「封禁」と「越江禁止」政策を廃止したことにより、多数の朝鮮人が「間島」(鴨緑江の北側の地帯である「西間島」と、豆満江の北側の地帯である「北間島」)地域へと移住するようになった<sup>2</sup>。

移住朝鮮人の大多数は、両江と隣接する平安北道と咸鏡北道に居住していた住民(主に無田農民)であった。1894年に実施された間島居住朝鮮人の出身地調査においても、調査対象の6万5千人中、平安北道出身者が1万4,400人、咸鏡北道出身者が3万2千人であり、1904年には7万8千人中、平安北道出身者が2万3,500人、咸鏡北道出身者が3万2千人であった<sup>3</sup>。したがって、平安北道と咸鏡北道、両地域の出身者が、実に70%を超えていたのである。平安北道と咸鏡北道は飢饉がもっとも深刻な地域であったため、飢餓に苦しんでいた両地域の住民は生計を模索するために単身あるいは家族とともに越江し、農地を開墾したのである<sup>4</sup>。したがって、間島地域への朝鮮人の移住・定着がしだいに増大するにともない、朝鮮人が集居する区と村が生成・拡散していった<sup>5</sup>。

一方、鴨緑江・豆満江に隣接する平安北道と咸鏡北道内の各邑の人口数がどのように変化していたのかを明らかにするため、1789年と1907年の人口統計を比較してみると<表1>となる。まず、平安北道では義州・楚山・江界・渭原の人口数の減少率が他の邑より大きく、これら4邑全体では18世紀末(1789)から20世紀初頭(1907)の間に44%も激減している。4邑の中では楚山が最も減少しており、その減少率は実に50%にのぼり、それに次いで義州が45%、渭

原が40%、江界が38%の減少率を示している。次に、咸鏡北道では茂山と会寧の人口数の減少率が他の邑より大きく、2邑の減少率はいずれも35%にのぼる<sup>6</sup>。この6邑において確認される人口数減少の様相は、同期間において平安道地域全体では人口数が0.5%しか減少していない事実、そして咸鏡道地域全体では人口数がむしろ40%程度急増している事実とは明確に異なるものである<sup>7</sup>。

&lt;表1&gt; 朝鮮後期鴨緑江と豆満江沿辺地域の人口数変化

(単位:人)

地域 時期	平安北道内4邑					平安道 全体	咸鏡北道内2邑			咸鏡道 全体
	義州	楚山	江界	渭原	計		茂山	会寧	計	
1789 (I)	89,970	44,807	60,419	26,548	221,744	1,296,044	35,971	34,653	70,624	696,275
1907 (II)	49,494 <55.0>	22,391 <50.0>	37,308 <61.7>	15,874 <59.8>	125,067 <56.4>	1,289,136 <99.5>	23,450 <65.2>	22,491 <64.9>	45,941 <65.1>	972,508 <139.7>

備考) ① &lt;&gt; 内の数字は I 時期の人口数を100%としたときの II 時期の人口数比率。

② 各時期の典拠は次のとおりである。

1789年:『戸口総数』(ソウル大学校奎章閣、1996 影印本)

1907年:『韓国戸口表』(政府財政顧問本部)

ところで、上で検討した6邑は全て鴨緑江・豆満江の沿岸に所在する地域であるという共通点を持っていた。したがって、19世紀後半以来、間島地域に移住した朝鮮人の出身地(前居住地)は主に鴨緑江の沿岸に所在する義州・楚山・江界・渭原と、豆満江の沿岸に所在する茂山・会寧等の地であったと推定できる。

そうであれば、相対的に間島(中国東北)地域の人口数は増加していたのか検討する必要があるだろう。1820年と1909年の東北三省(奉天・吉林・黒龍江)の人口統計を比較してみると(<表2>参照)、両時期の間にこれら三省全体の人口は実に800%以上も激増している。各省別では、鴨緑江の中・上流地域および豆満江の沿岸である吉林省が、1,600%以上というもっとも高い増加率を示す。おおよそ同時期の中国全体の人口増加率が132%であったことに比べると、東北三省の人口数激増は非常に特殊な様相であったことが明らかである。このような様相は、まさに平安北道と咸鏡北道に居住する朝鮮人、そして中国内の他の省に居住する漢人が、多数移住した結果にほかならない<sup>8</sup>。

&lt;表2&gt; 清朝後期中国東北三省(間島)地域の人口数変化

(単位:人)

地域 時期	奉天 (現、遼寧)	吉林	黒龍江	計	参考:中国全体人口
1820 (I)	1,729,865	330,304	167,626	2,227,795	1789年: 30,540万人
1909 (II)	10,696,004 <618.3>	5,393,744 <1,633.0>	1,858,792 <1,108.9>	17,948,540 <805.7>	1911年: 40,548万人 <132.8>

備考) &lt;&gt; 内の数字は I 時期の人口数を100%としたときの II 時期の人口数比率。

典拠) 東北三省人口数: 趙英蘭『清代東北人口社会研究』(社会科学文献出版社、2011)、88頁。

中国全体人口数: 趙文林・謝淑君『中国人口史』(人民出版社、1988)、452~471頁。

次に、19世紀後半以降、間島地域に移住した朝鮮人の現況および規模を知ることができる資料の中から、いくつかその内容を摘記してみよう。

- (a) 1872年、鴨緑江北岸地域の朝鮮移住民の実態を調査した結果、清金洞と三道溝の両地域だけでも470余戸、3千余人に達する朝鮮人が定着していた。移住朝鮮人は、二つの小さな集居区を形成しており、「会上制」という自治組織を設け、武装して自らを保護していた<sup>9</sup>。
- (b) 1880年、咸鏡北道会寧府使洪南周の計画により推進された「庚辰開拓」により、豆満江の沿岸地帯が破竹の勢いで起墾され、数千戸の朝鮮移住民が入居した<sup>10</sup>。
- (c) 1889年、朝鮮政府は鴨緑江対岸地域の移住朝鮮人集居地域を24面に分け、江界(11面)、楚山(7面)、慈城(4面)、碧潼(2面)の平安北道の4郡に帰属させ、該当郡において管理させた<sup>11</sup>。
- (d) 光武1年(1897)、大韓帝国政府は徐相懋を西境界管理使に任命し、西間島一帯の朝鮮人を保護させ、通化県を八道面ほか11面に、懷仁県を水上面ほか3面に、興京府を汪清面ほか1面に各々分け、行政事務を管掌させた。この際、分割した管内の朝鮮人は8,722戸、3万7千人に達した<sup>12</sup>。
- (e) 1897年、咸鏡北道觀察使趙存禹によると、北間島地域の韓人移住者がすでに数万戸を超えており、清人の数は韓人の百分の一に過ぎなかった<sup>13</sup>。
- (f) 光武7年(1903)5月に楊技達を始めとする西間島有志視察団が調査した、長白府・臨江県・輯安県・通化県・桓仁県・寬甸県に属する30面の朝鮮人は、9,754戸、45,593人であった<sup>14</sup>。
- (g) 明治40年(1907)、北間島に居住していた清人は2万3,500人であり、朝鮮人は7万1千人であった<sup>15</sup>。
- (h) 光緒16年(1890)まで、豆満江以北の移住朝鮮人は数千人に過ぎなかったが、光緒33年(1907)には6万余戸・10余万人に増加した<sup>16</sup>。
- (i) この40~50年来、西北(平安道：筆者註)地方の辺境の民が、鴨緑江北方の十八道溝の間に移住し、住民の戸数が増えて数万戸に達している<sup>17</sup>。
- (j) 1913年、西間島を含む奉天省管内に居住する移住韓人は28万6千余人に達している<sup>18</sup>。

上記の資料を通じて、定着を目的とする朝鮮人の間島移住は19世紀中葉から進行していたが(a)、大規模移住は1880年の「庚辰開拓」以後であったことがわかる(b)。以後、朝鮮人の移住は増加し続け、20世紀初め頃には数万戸、数十万人に達するほどであり(e~j)、間島地域に居住する朝鮮人の規模は清人の数倍にのぼった(e, g)。一方、間島地域に居住する朝鮮人が増大すると、朝鮮政府は移住朝鮮人の集居地域を行政区域として分割し、隣接する朝鮮郡県の管内に帰属させたり(c)、自国民の保護のために官吏を派遣し、朝鮮人集居区を分割して行政的事務を管掌させた事実も確認できる(d)。

## 2. 間島居住朝鮮人に対する朝鮮政府の戸籍調査施行

間島地域において、農地を開墾し定着する移住朝鮮人が増大すると、移住清人との摩擦が少なからず発生した。したがって、朝鮮政府としては間島に居住する自国民の被害状況を調査し、慰撫・保護する必要がある。特に国境問題を扱うための朝・清間の二度（乙酉・1885年および丁亥・1887年）にわたる「勘界談判」が決裂すると、間島地域の朝鮮人集居区に対する管轄権行使問題も重要事案として台頭してきた。結局、朝鮮（大韓帝国）政府は、間島地域に居住する朝鮮人の戸口と農地を調査し、自国の統制内に領属させる政策を取るようになった<sup>19</sup>。

ここに朝鮮政府は19世紀末から間島地域に官吏を派遣し、朝鮮人に対する戸口調査を実施したのである。

- (k) 1897年、徐相懋を西境界管理使に任命・派遣し、当時の西間島地域に居住する朝鮮人の戸口調査を実施させた<sup>20</sup>。
- (l) 1898年、平安北道渭原郡では、同郡の面民4,204戸と1万4,496人、そして江北対岸の洞民690戸と2,409人をあわせて編籍し上送した<sup>21</sup>。
- (m) 1902年、李範允を北境界視察官として派遣し、戸口調査を実施させた。李範允は、まず1万3千余戸の戸籍を作成し報告した<sup>22</sup>。
- (n) 1903年、壘島地域の五十九社において現在収録した朝鮮人の戸籍は4,147戸であり、男が11,070人、女が8,220人、合わせて19,290人である。今回の戸籍で抜け落ちた最遠の零余戸と新寓戸は、次回、詳細に調査し報告する<sup>23</sup>。

上に摘記した記事を見ると、西・北の両境界（すなわち間島）地域に管理使あるいは視察官が派遣され、朝鮮人戸口を調査した後、戸籍を作成して朝鮮政府に報告していた(k, m)。また、平安北道渭原郡の場合、1898年の戸籍に江北対岸に居住する朝鮮人をあわせて編籍していた(l)。1903年には（北）間島地域59社の朝鮮人戸口調査を完了させている(n)。

ところで、上の記事(m)の内容からみて、李範允が1902年に実施した戸口調査は、北間島居住の朝鮮人全体を対象としたものではなく、一次調査の結果であった。李範允は1902年に再び戸口調査を実施し、2万7,400余戸と男女10万余人の朝鮮人戸籍を追加作成している<sup>24</sup>。

間島地域において実施した戸口調査の趣旨および方式は、朝鮮政府が1896年（建陽元年）9月1日に頒布した「戸口調査規則」<sup>25</sup>と、二日後の9月3日に頒布した「戸口調査細則」<sup>26</sup>を遵用しようとした。この新戸籍制度の最も大きな特徴は、戸口調査を通じて全ての人民に国家の保護を受ける利益を均しく及ぼすと標榜した点にある<sup>27</sup>。また、戸籍紙の様式（戸籍紙式様）を印刷し、行政系統を通じて各戸主に伝給したことも以前と異なる画期的な変化であった<sup>28</sup>。このような特徴と変化は戸政を「近代」的に運営しようという朝鮮政府の認識に起因するものであった。

しかしながら、この新戸籍制度は施行初期には、規定どおりに運営できずに内容および形式面において過渡期的性格をみせることもあった。以前の戸口調査の慣習が残存していた上に、山邑および海邑などの僻地と、島嶼地域にまでは戸籍紙式様が十分に伝給されなかったためである。このような事情は現存する戸籍資料から確認できる。例えば済州島の場合、1897年以後は旧制度である「三年一成籍制」<sup>29</sup>および「五戸一作統制」<sup>30</sup>から抜け出て、新戸籍制度の「毎年一成籍制」<sup>31</sup>と「十戸一作統制」<sup>32</sup>を適用するようになったが、その戸籍記載は戸籍紙式様によるものではなく、旧方式を伝襲し、各戸を連書したものであった。

この点は本稿（次節「3. 間島地域居住朝鮮人を調査した戸籍資料」）において説明する間島戸籍も同様であった。1902年3月に作成された『楚山江北戸籍成冊』と、1902年12月に作成された『辺界戸籍案』、そして1903年1月に作成された『辺界戸籍成冊』は、すべて戸籍紙式様を使用したものではない（【写真2、6、9】参照）<sup>33</sup>。

しかしながら、時の経過とともに間島地域においても新戸籍制度が完全に適用されるようになった。1903年6月に作成された『辺界戸籍成冊』は、印刷された戸籍紙式様による戸籍表をまとめて成冊したものである（【写真12】参照）。すなわち、朝鮮政府は間島地域に居住する朝鮮人に対する戸口調査を自国の新戸籍制度の趣旨および方式にしたがって施行するようになったのである<sup>34</sup>。

以上、19世紀末から20世紀初頭まで、間島地域に居住する朝鮮人の戸口実態を朝鮮政府が主体的に調査し戸籍を作成した後、これを中央で保管したという事実は、結果的に該当地域に対する一種の「統治権」の行使であったといえるであろう。

### 3. 間島地域居住朝鮮人を調査した戸籍資料

現在、韓国のソウル大学奎章閣図書館には20世紀初頭の間島地域に居住していた朝鮮人を対象に戸口調査をおこない作成された戸籍17冊が所蔵されている。まず、これらの戸籍を摘記するなら次のとおりである（括弧内は所蔵図書番号）。

①『平安北道楚山江北戸籍成冊』（古4258-1）

②『平安北道楚山江北戸籍成冊』（古4258-2）

③『平安北道楚山江北戸籍成冊』（古4258-3）

④『平安北道楚山江北戸籍成冊』（古4258-4）

⑤『平安北道楚山江北戸籍成冊』（古4258-5）

⑥『平安北道楚山江北戸籍成冊』（古4258-6）

：以上、光武6年（1902）3月作成

⑦『光武六年壬寅十二月 日 辺界戸籍案』（17131）

⑧『光武六年壬寅十二月 日 辺界戸籍案』（17132）

## ⑨『光武六年壬寅十二月 日 辺界戸籍案』(17133)

: 以上、光武6年12月作成

## ⑩『光武七年癸卯正月 日 辺界戸籍成冊』(17134)

## ⑪『光武七年癸卯正月 日 辺界戸籍成冊』(17135)

## ⑫『光武七年癸卯正月 日 辺界戸籍成冊』(17136)

: 以上、光武7年(1903)1月作成

## ⑬『光武七年六月 日 辺界戸籍成冊(天)』(17137)

## ⑭『光武七年六月 日 辺界戸籍成冊(地)』(17138)

## ⑮『光武七年六月 日 辺界戸籍成冊(玄)』(17139)

## ⑯『光武七年六月 日 辺界戸籍成冊(黄)』(17140)

## ⑰『光武七年六月 日 辺界戸籍成冊(宇)』(17141)

: 以上、光武7年6月作成

以上の資料は1902年3月～1903年6月までに作成された4種の戸籍(「戸籍成冊」または「戸籍案」)である<sup>35</sup>。資料の名称をみると「平安北道楚山江北」(資料①～⑥)と「辺界」(資料⑦～⑰)という二つの地域名が登場する。まず、前者は平安北道楚山の「江の北側」にあたる地域を指しており、ここにいう江はまさに楚山と接している鴨緑江のことである。したがって、この資料は楚山郡ではなく、鴨緑江を越えた北側の地域、すなわち「西間島」地域の戸籍であることを確認できる。

次に後者の辺界は「辺境」、すなわち国境地域という認識が反映された名称で、これは19世紀後半以来朝鮮側で間島地域を指す名称の一つであった。後述するが、3種の辺界戸籍はやはり鴨緑江対岸の西間島地域の戸籍である。

ところで、注目される点はいくつかの資料の名称の変化である。すなわち、1902年3月当時には「(楚山)江北」と表記(認識)していたが、1902年12月以降は継続して「辺界」と表記(認識)しているのである。このように同一地域に対する名称を地理的位置に准じた「江北」から領土概念を含意する「辺界」に変更したのは、朝鮮(大韓帝国)政府が間島地域に対する主体的領土(領有)意識を明確に表したものとみることができる。

一方、17冊の戸籍資料をみると、1902年3月に作成された楚山江北戸籍を除き、それ以後に作成された辺界戸籍には「徐相懋」という人名が登場する。彼は前述したように1897年に西辺界管理使として派遣され、西間島地域の朝鮮人の戸口調査をおこなった人物である。実際、辺界戸籍に「管理辺民事務徐相懋」(1902年12月作成戸籍:【写真7】参照)、「管理事務徐相懋」(1903年1月作成戸籍:【写真10】参照)、「管理徐相懋」(1903年6月作成戸籍:【写真12,13】参照)などと記名しており、これらの戸籍を調査・作成した管理責任者が徐相懋であったことを示している。したがって、3種11冊の辺界戸籍が西間島地域の朝鮮人戸籍であることは明ら

かである。

この4種17冊の戸籍が西間島地域の資料であるという点はそこに収録された面名をつうじでも確認できる。まず4種の戸籍に収録された各面の名称を比較してみると（<表3>参照）、楚山江北戸籍と1903年に作成された2種の境界戸籍収録の面名は相当数一致している（一致する面名は表で網かけしている）<sup>36</sup>。ただし、1902年12月に作成された境界戸籍はほかの3種の戸籍と一致する面名がまったくない。

<表3> 西間島地域の戸籍に収録された面名と戸数

楚山江北戸籍 (1902年 3月)			境界戸籍 (1902年 12月)			境界戸籍 (1903年 1月)			境界戸籍 (1903年 6月)		
面名	戸数	資料	面名	戸数	資料	面名	戸数	資料	面名	戸数	資料
央島面	135	①	七道面	141	⑦	楡樹面	99	⑩	泰平面	229	⑬
新開河上面	63		帽兒山面	136		蓮下面	88		水上面	52	
新開河下面	71		湯河龍城面	103		新下面	68		小篁面	158	
雲上面	117	②	間島面	77	⑧	邱山面	65	⑪	蓮上面	75	⑭
雲下面	123		新別面	45		大篁面	140		新河面	41	
蓮上面	84	③	九道面	45		小篁面	67	⑫	大篁面	110	⑮
蓮下面	109		八道面	147		九龍面	37		九龍面	138	
邱山面	77	④	大同面	142	⑨	江別面	67	⑫	新上面	32	
五龍面	36		-	-	-	泰平面	99		雲上面	144	
興道面	101					新上面	64		雲下面	72	
楡樹面	119	-				-	-	-	楡樹面	145	
檜面	138		-	-	-				-	西大嶺面	31
九龍面	83	⑥				-	-	-		-	楡樹面
荒城面	90		蓮下面	22							
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
戸数計	1,346		戸数計	836		戸数計	794		戸数計	1,459	

備考) 各資料の典拠 (①~⑰) は前掲したものに同じ。

次に1889年と1900年に朝鮮政府が鴨緑江対岸に居住する朝鮮人を保護するために西間島地域を適宜平安北道の沿岸各郡に配属させた資料によると（<表4>参照）<sup>37</sup>、1903年1月と6月の境界戸籍に収録された面名は江界・楚山両郡と、そして1902年12月境界戸籍の場合は厚昌・慈城両郡とおおよそ一致している。

〈表4〉 朝鮮平安北道内沿岸各郡に配属された西間島地域現況

沿江 郡名	沿岸各郡に配属された西間島地域の面名	
	1889年	1900年
楚山郡	雲山面, 雲下面, 蓮上面, 蓮下面, 横道面, 邱山面, 央島面 <以上, 7面>	央道面, 雲上面, 雲下面, 蓮上面, 蓮下面, 邱山面, 横道面, 新上面, 新下面, 泰平面, 楡樹面 <以上, 11面>
江界郡	新兵堡, 大荒面, 小篁面, 八道江面, 九龍面, 泰平面, 楡樹面, 新上面, 新下面, 福江面, 蘆青面 <以上, 11面>	大篁面, 小篁面, 新上面, 新下面, 九龍面, 志清面, 福江面, 泰平面 <以上, 8面>
慈城郡	鴻生面, 流清面, 葦沙面, 祥和面 <以上, 4面>	帽山面, 葦沙面, 流清面, 祥和面 <以上, 4面>
碧潼郡	水上上面, 水下面 <以上, 2面>	水上上面, 水下面 <以上, 2面>
厚昌郡	-	九道面, 八道面, 七道面, 六道面 <以上, 4面>
面数計	24面	29面

典拠) 玄圭煥前掲書、139～140頁。

結局、韓国に現存する「楚山江北」および「境界」地域の戸籍4種17冊はすべて西間島地域の資料であったといえる。地域別には中国の寛甸・桓仁・通化・輯安県一体に該当する碧潼・楚山・江界郡の対岸と中国臨江県・長白府一帯に該当する慈城・厚昌・三水郡の対岸である。

一方、この4種の西間島地域戸籍に登録された面数と戸数をみると（前掲〈表3〉参照）、1902年3月楚山江北戸籍が14面、1,346戸であり、1902年12月境界戸籍が8面、836戸、1903年1月境界戸籍が10面、794戸、そして1903年6月境界戸籍が15面、1459戸となっている。したがってこの4種の戸籍に登録された総戸数は4,435戸となる。1902年3月と12月、1903年6月の戸籍資料を分析した既存の研究によると<sup>38</sup>、この西間島地域戸籍に登録された戸口はすべて朝鮮人であった。

もちろん、この4種の資料は当該時期・地域（面）に居住したすべての朝鮮人を登録した戸籍というわけではなく、調査できた朝鮮人だけを登録したものであった。「20世紀初頭の間島」という時空間的特性上、そこに居住する朝鮮人を一度に調査することは困難だったであろう。

以上、朝鮮政府（大韓帝国光武政府）が作成した間島居住朝鮮人の戸籍資料の現況をさぐってみた。この4種17冊の戸籍資料は鴨緑江の対岸である「西間島」地域に派遣された徐相懋が1902年3月から1903年5月の期間に戸口調査を実施し、朝鮮の中央政府（内部）に送ったものであった。また、その現物は残っていないが、咸鏡北道豆満江の対岸である「北間島」地域でも戸口調査を実施し戸籍を朝鮮政府に送っていたことは明らかである。北間島居住朝鮮人の戸数と人名、墾土結数（面積）などに関する内容を調査・整理した次のような資料が現存しているからである。

茂山郡編、茂山郡各社対岸間島居民戸数墾土結数成冊（1冊65張、筆写本）、1901年

内容：光武5年（1901）咸鏡北道茂山郡で同郡対岸の間島地域居民戸数と墾土結数を調査して作成した記録。総居民戸数は1,162戸、墾土結数は267結39負。

会寧郡編、会寧郡対岸古間島田結總数成冊（1冊23張、筆写本）、1901年

内容：光武5年7月に咸鏡北道会寧郡で同郡対岸の古間島の雲頭社、永綏社、邑社、仁溪社などの田結負数を調査して作成した資料。総田結数は118結11負1束。

鍾城郡編、咸鏡北道鍾城郡対岸古間島田今春入種民名成冊（1冊21張、筆写本）、1901年

内容：光武5年6月に咸鏡北道鍾城郡で同年春に同郡の対岸の古間島に入り土地を耕作した朝鮮人386人と、その耕作田結数を調査して作成した記録。総田結数は53結65負2束。

穩城郡編、穩城郡越便居居民地方達近田野墾關査檢繕冊（1冊5張、筆写本）、1901年

内容：光武5年6月に咸鏡北道穩城郡で同郡の対岸の掘巖洞、三洞、楡洞、臣乙望洞など18地域の居民戸数と開墾土地面積を調査して作成した記録。居民戸数は朝鮮人が354戸、清人が30戸。

慶源郡編、慶源郡越便居韓民戸總人口及田結地方検査成冊（1冊3張、筆写本）、1901年

内容：光武5年7月に咸鏡北道慶源郡で同郡対岸豆満江一帯11地域の韓人越境民戸口と田結を調査して作成した記録。韓人戸数は280戸、人口は男379人、女364人であり、田結数は127結10負。

#### 4. 韓中間境界の接点：間島地域居住朝鮮人に対する戸籍調査の意味

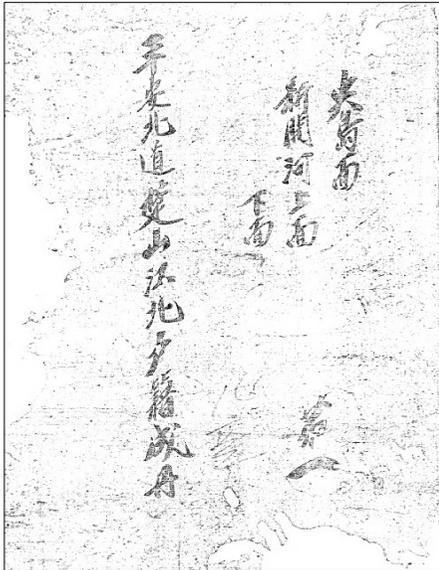
それでは、当時間島地域に居住した朝鮮人に対し朝鮮政府が戸籍調査を実施したことにはどのような意味があるのだろうか。

まず、歴史的事実関係に局限してみるなら、19世紀後半以来間島（東北）地域に朝鮮人と清人の移住・定着が拡大して両国人の間で利害がぶつかるようになった時に、朝鮮政府が自国民に対する管理・保護を目的に実施したのが戸口調査および戸籍の作成であった。20世紀初頭に作成された戸籍をはじめとする人口・農土に関連した間島地域の資料が現在韓国内に所蔵されている点、とくに戸籍資料の題名において地域名を「辺界」と記している点は、まさに朝鮮（大韓帝国）政府が間島地域に対し主体的な領土（領有）意識をもち、それを明確に表していたことを意味する。

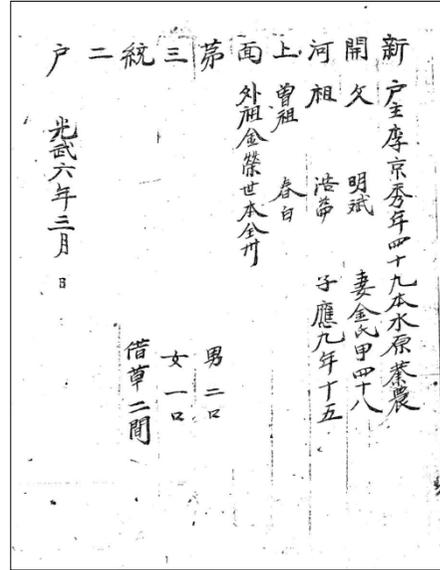
実際のところ間島地域に混居する朝鮮人と清人の間で利害関係が衝突した場合、朝・清両国政府はその時々的事案によって合意に達することもあれば、あるいは紛争に至ることもあったが、朝鮮人と清人はおおよそ「和して同ぜず」という態度で共生共存していたとみられる。こうした点からみて、1909年9月に中・日政府間で締結された「間島協約」によって領有権が清国に帰属する時まで、間島（東北）地域は朝・清両国の衝突をやわらげる「緩衝地帯」であり、

また両国の境界の接点となる「中立地帯」だったのである。

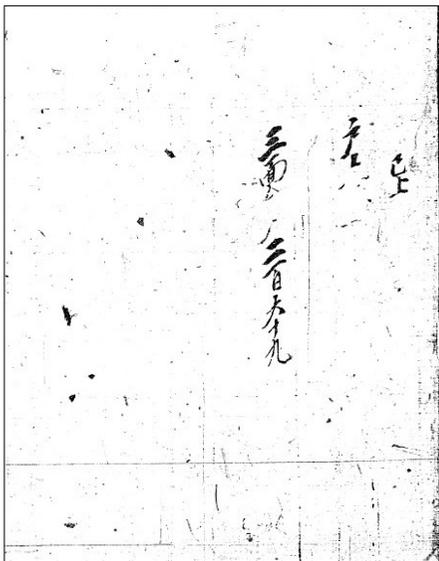
<写真資料>



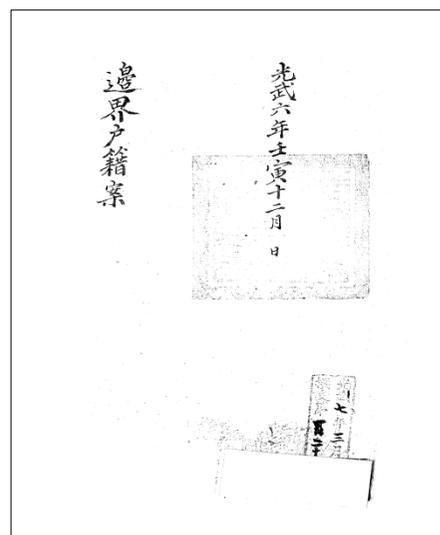
【写真1】光武6年(1902)3月  
『平安北道楚山江北戸籍成冊』表紙



【写真2】光武6年(1902)3月  
『平安北道楚山江北戸籍成冊』本文



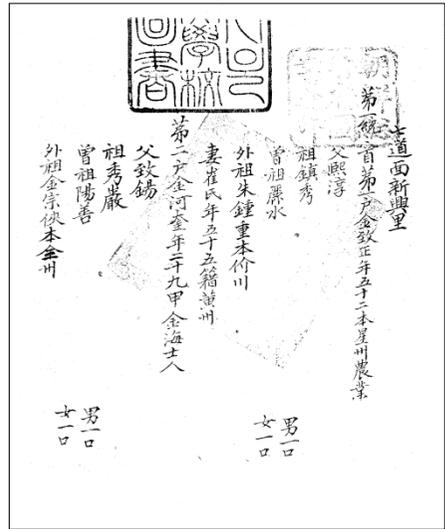
【写真3】光武6年(1902)3月  
『平安北道楚山江北戸籍成冊』終面



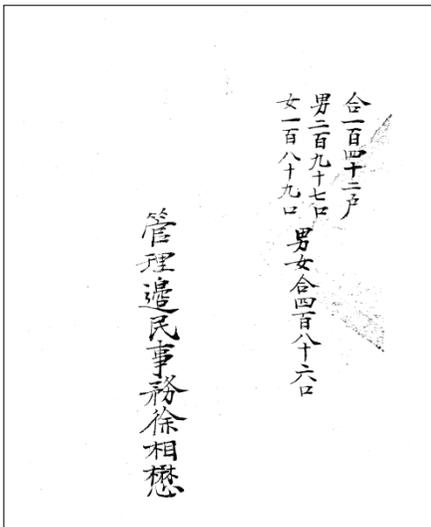
【写真4】光武6年(1902)12月  
『辺界戸籍案』表紙



【写真5】光武6年(1902)12月  
『邊界戸籍案』収録戸籍式様



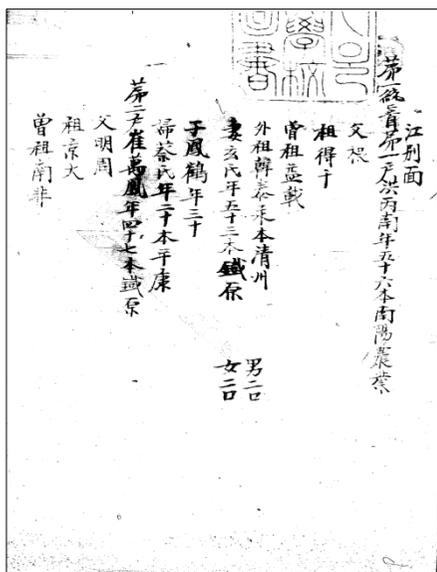
【写真6】光武6年(1902)12月  
『邊界戸籍案』本文



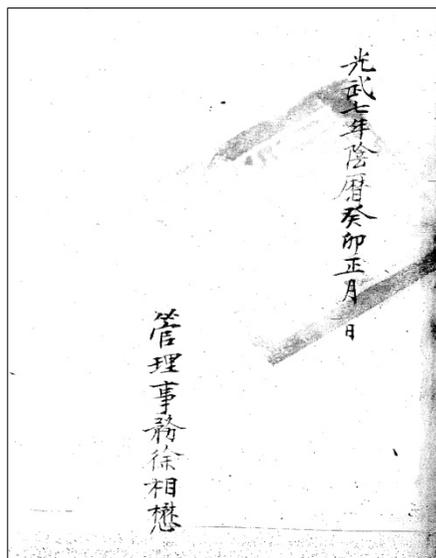
【写真7】光武6年(1902)12月  
『邊界戸籍案』終面



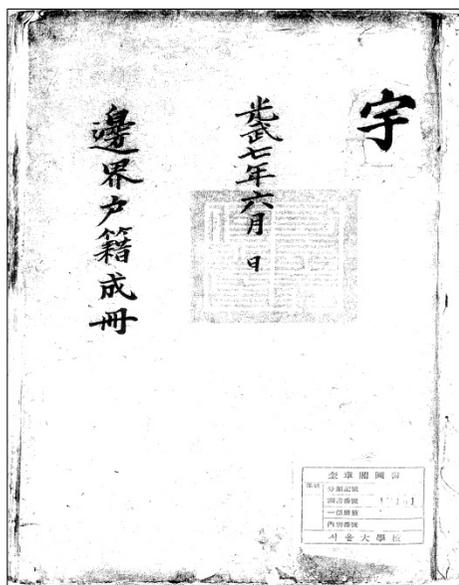
【写真8】光武7年(1903)1月  
『邊界戸籍成冊』表紙



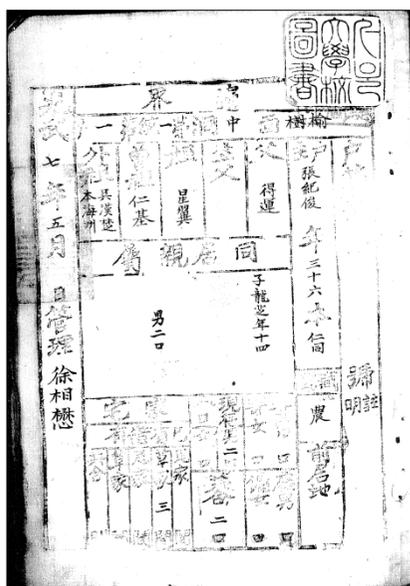
【写真 9】光武 7 年(1903)1 月  
『辺界戸籍成冊』本文



【写真 10】光武 7 年(1903)1 月  
『辺界戸籍成冊』終面



【写真 11】光武 7 年(1903)6 月  
『辺界戸籍成冊』表紙



【写真 12】光武 7 年(1903)6 月  
『辺界戸籍成冊』本文



## 注

- 1 金春善主編『中国朝鮮族通史(上)』(延辺人民出版社、2009); 金泰國「韓人の 滿洲 移住와 中國 韓人 社會의 形成」(『中国韓人の 歴史(上)』国史編纂委員会、2011)。
- 2 金春善「1880~1890年代 清朝の‘移民實邊’政策과 韓人移住民 實態 研究~北間島 地域을 中心으로~」(『韓国近現代史研究』8、韓国近現代史研究会、1998); 尹炳奭「韓人(朝鮮人)의 間島 移住 開拓과 『間島開拓史』」(『白山學報』79、白山学会、2007)。
- 3 『韓民族獨立運動史』2(国史編纂委員会、1987)、589頁。
- 4 全海宗「延邊 韓族의 定着過程과 初期 韓人社會~19世紀末에서 1920年代初까지의 移民과 農業經營~」(『東亜研究』28、西江大学東亜研究所、1994)。
- 5 金春善「北間島地域 韓人社會의 形成과 土地所有權 問題」(『全州史學』6、全州史学会、1998)。
- 6 1789年と1907年、兩時期の戸口調査の実効性には少なからぬ差異があったという点を勘案すると、實際の減少率はさらに大きかったことは明らかである。したがって、これらの地域では間島地域への移住がさらに顕著に進行していたとみるべきであろう。
- 7 参考として、平安・咸鏡道を除いた残りの6道の場合、同期間(18世紀末~20世紀初頭)に住民数がすべて増加しており、その増加率は最低20%(全羅道)から最高では90%(江原道)となる。各道別住民数の増加率は次のとおりである。  
慶尚道: 47%増加(1,590,973人→2,333,205人) 全羅道: 19%増加(1,220,804人→1,448,028人) 忠清道: 32%増加(868,219人→1,141,473人) 京畿道: 35%増加(642,069人→869,020人) 江原道: 89%増加(332,256人→627,833人) 黃海道: 59%増加(567,813人→901,099人)
- 8 19世紀末~20世紀初頭における東北三省への漢人の移住様相については、趙中学「近代東北三省移民問題之研究」(『中央研究院近代史研究所集刊』第4期、台湾、1974)が参考になる。
- 9 崔宗範『江北日記』(1872)、6月初3日および6月初8日: 韓国学中央研究院藏書閣図書館所藏。
- 10 尹政熙『間島開拓史』(『韓国学研究』別集3、仁荷大学韓国学研究所、1991)、14~16頁。
- 11 玄圭煥『韓国流移民史』上巻(語文閣、1967)、139頁。
- 12 日本外務省亜細亜局編『在滿朝鮮人概況』(1933)、4頁。
- 13 金魯奎『北興要選』(1904)下編、「察界公文攷」: ソウル大学奎章閣図書館所藏。
- 14 牛丸潤亮・村田懋麿共編『最近間島事情: 附露支移住鮮人發達史』(朝鮮及朝鮮人社、1927)、80~82頁。
- 15 牛丸潤亮・村田懋麿共編、上掲書、121頁。
- 16 吳祿貞『延吉辺務報告』第4章「韓民起墾之始末」。
- 17 『増補文獻備考』(1908)輿地考24、西間島疆界条。
- 18 李相龍(1858~1932)『石洲遺稿』(高麗大学出版部、1973)、175~176頁。
- 19 河元鎬「開化期 朝鮮의 間島認識과 政策의 變化」(『東北亞歴史論叢』14、東北亞歴史財団、2006); 殷丁泰「大韓帝國期 ‘間島問題’의 推移와 ‘植民化’」(『歴史問題研究』17、歴史批評社、2007)。
- 20 『西間島ニ於ケル不逞鮮人団体ノ状況』(朝鮮總督府警務局、1920)。
- 21 『外各府郡公牒摘要』、「報告」44号(光武4年6月19日): 国史編纂委員会韓国史データベース(<http://db.history.go.kr>)。
- 22 『高宗実録』巻43、高宗40年(1903)8月11日。
- 23 『外各府郡公牒摘要』「報告」16号(光武7年9月9日)、壘島視察。
- 24 外務部『間島・西北辺境帰属問題關係史料抜粹(1)』16頁(朴宣冷「間島問題의 時代性: 時代的 含意를 中心으로」『歴史教育論集』35、歴史教育学会、2005、295頁から再引用)。
- 25 『勅令』第61号(建陽元年9月1日)、「戸口調査規則」。
- 26 『内部令』第8号(建陽元年9月3日)、「戸口調査細則」。
- 27 「戸口調査規則」第1条「全国内戸数と人口を詳細に編籍し、人民をして国家に保護される利益を均霑せしむ」。

- 28 「戸口調査細則」第1条「戸籍紙は内部においてその式様を新製し各觀察府に頒下し、觀察府は各府牧郡に頒送し、各府牧郡は各面執綱に、面執綱は里尊位に、里尊位は各該戸主に伝給すること」および第2条「戸籍は第一別表の式様に依り、各々其の戸主が指定された名目どおりに各欄内に書填するが、二件の戸籍が一張紙面に印刷されたものに同様に填書して、該管官庁に呈納し、該官庁では蓋印鈐章した後二件を分割し、右片は該官庁に存案し、左片は該戸主に頒給すること」。
- 29 『経国大典』卷2 戸典、戸籍条。「毎三年改戸籍……」。
- 30 『肅宗実録』卷4、肅宗元年（1675）9月辛亥（26日）。五家統事目「一曰 凡民戸隨其隣聚 不論家 多寡財力貧富每五家為一統 而挾統内一人為統首 以掌統内之事」。
- 31 「戸口調査規則」第3条「戸籍と統表は漢城五署と各府牧郡において毎年一月の内に収聚修正し、二月の内に漢城府と各該道觀察府に送致し、漢城府は三月の内に内部に呈納し、各道觀察府においては四月の内に内部に呈納し、内部においては五月の内に戸籍と統表を編集し、上奏すること」。
- 32 「戸口調査規則」第2条「十戸を聯合して一統を作し、該統内で文算が有り行為端正な人を統首と定め、一統内の人民を領率せしむ」。
- 33 ただし、戸籍を「十戸一作統制」により編制しており、この点においては新戸籍制度を遵用していたとみることができる。
- 34 一方、1902年12月の『辺界戸籍案』の場合も、戸籍紙式様による戸籍に記載してはいないが、この冊の本文初面には「戸籍紙式様」を見本として提示（【写真5】参照）していた。これもまた、間島地域の朝鮮人戸籍を、国内で制定した新戸籍制度を遵用して作成しようという認識の現れであろう。
- 35 1903年6月戸籍は表題が「光武七年六月」と記載されているが、内紙の戸籍表はすべて「光武七年五月」と記されている。5月に調査作成した個別戸籍表をまとめて編綴した時期が6月であったので表紙に「六月」と記載したものと斟酌される。
- 36 また、楚山江北戸籍（1902年3月）と辺界戸籍（1903年1月、6月）両資料に登載された住民の姓名を対照してみると、檜面は泰平面と、荒城面は大篁面と、新開河上面は新上面と、新開河下面は新下面と相当数が一致していることを確認できる。1年の間に同一地域の名称が変更されたものである。
- 37 <表4>は玄圭煥前掲書、139～140ページに提示されている内容によって作成した。
- 38 趙一權「舊韓末 間島地方 住民에 관한 一研究~1902年度 邊界戸籍의 分析~」（仁荷大学教育大学院碩士学位請求論文、1994）；林學成「20世紀初 西間島 居住 朝鮮人의 居住樣態~邊界戸籍’ 資料의 分析 事例~」（『韓國學研究』21、仁荷大学韓國学研究所、2009）；林學成「20世紀初 ‘西間島’ 居住 朝鮮人의 生活樣態~1902年 3月 “楚山江北戸籍” 의 分析 事例~」（第16回 東亞細亞韓國学學術會議発表論文集『韓國 近代戸籍에서 찾은 ‘周邊’』仁荷大学韓國学研究所、2012.03）。

※ 本稿は2013年3月2日に新潟大学で開かれた国際シンポジウム「近代東北アジア史における境界」における報告原稿を掲載したものである。